

補助金等取扱基準

補助金等の名称	私立保育所病休等代替職員雇用事業補助金
補助事業等の標目	社会福祉施設に勤務する職員の労働条件の向上を図るため。
補助事業等の対象者	児童福祉法第35条第4項の規定により、諏訪市内に私立保育所を設置している社会福祉法人であって、子育て支援総合助成金交付事業実施要綱（平成27年11月17日27こ家第484号長野県県民文化部長通知）に定める事業内容及び留意事項等の要件を満たすもの
補助対象経費	私立保育所病休等代替職員雇用事業に必要な経費とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	子育て支援総合助成金交付要綱（平成27年11月17日27こ家第484号長野県県民文化部長通知）に定める基準額とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 県の補助を受けて実施する補助のため
補助事業等の評価	社会福祉施設代替職員雇用事業実績報告書、歳入歳出決算書により事業の内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	ひなどり保育園 昭和57年以前から 聖ヨゼフ保育園諏訪 平成18年度から
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 県及び市がそれぞれの負担割合で補助金を交付する県の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付申請書（様式第2号-1）を市長に提出しなければならない。 補助金の交付を受けた者は、事業終了後速やかに、社会福祉施設代替職員雇用事業実績報告書（様式第5号-1）を市長に提出しなければならない。
提出書類	(1) 社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付申請書（様式第2号-1） (2) 社会福祉施設代替職員雇用事業実績報告書（様式第5号-1） 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係

平成23年12月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正